

京情個審答申第 34 号  
令和 6 年 9 月 6 日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 山 本 克 己

公文書非公開決定（不存在等）に係る審査請求に対する  
裁決について（答申）

令和 5 年 10 月 26 日付け 5 医第 1144 号で諮問のあった事案について、次  
のとおり答申します。

## 第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が非公開（不存在等）とした判断は、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経過

- 1 令和4年9月28日、審査請求人は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年京都府条例第33号）第1条の規定による改正前の京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、処分庁である京都府知事（この答申において「処分庁」という。）に対し、「京都府立洛南病院に保管されている優生保護法（1948年～1996年）に関する文書一式（優生手術台帳のようなものや、優生手術が行われた患者に関する記録を含む。）」を内容とする公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 令和4年10月12日、処分庁は、本件公開請求に係る公文書は保有していないとして公文書非公開決定（不存在等）（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書非公開決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 令和4年12月23日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として処分庁に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和5年10月26日、諮問庁である京都府知事（この答申において「諮問庁」という。）は、条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

## 第3 本件審査請求の要旨

本件審査請求の要旨は、本件処分を取り消し、本件公開請求に係る公文書の再調査を求めるというものである。

## 第4 審査請求人の主張の趣旨

審査請求人が、審査請求書、反論書等及び当審議会における口頭意見陳述において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 我が国の情報公開制度は、行政機関が公開請求を受けた際、公文書を網羅的に調査・確認した上で、対象文書が存在すれば請求人に開示し、文書が存在しないことを確認した場合は不存在を通知するという基本的構造になっている。  
条例が、この基本的構造を踏襲していることは条例第11条第2項及び第12条の存在からも明らかであり、その例外を設けていないことから、処分庁は条例に基づいて請求に対応する義務がある。
- 2 にもかかわらず、処分庁が、所有する公文書に関する網羅的な確認を作業を怠ったまま、簿冊やファイルの表紙や背表紙に「優生保護法」や「優生手術」という文言が

ないことをもって文書不存在であると結論付けたことは、「知る権利」を盛り込んだ条例の理念や実施機関の責務を明記した条例第2条の趣旨に違反している。

- 3 京都府情報公開事務取扱要綱（平成30年6月22日定。以下「取扱要綱」という。）第2の1の(4)には「公文書の件名又は必要とする情報の内容を十分に聴取した上で、（中略）当該公文書を特定するよう努めるものとする。（以下、略）」とある。

2016年から優生保護について取材を行っており、本件公開請求に係る公文書を特定するために必要なキーワードを伝えることが可能であった。

しかし、処分庁から、即刻に「不存在」の旨、電話で連絡があり、その後、本件処分がなされた。そして、審査請求後に、本件公開請求時には調査対象としていなかったカルテを対象とする調査を行ったものの、この調査に当たってもキーワードの聴取等を行うことなく、改めて本件公開請求に係る公文書は保有していないと結論付けている。

- 4 この調査は、優生手術に関係する日本語やドイツ語・英語のキーワードをあらかじめリスト化して行う必要があると考えるが、このような対応をしないまま、院長による口頭の指示により、事務方管理職によって行われたものであるから、優生手術に関係する用語を見落としている可能性が高い。

処分庁は、本件公開請求に係る公文書の不存在を立証する必要がある、これはいまだに果たされていない。

- 5 1948年の優生保護法（昭和23年法律第156号）の成立時に、既に存在していた洛南病院で優生保護法に関する文書一式が見つかる可能性はあり、「洛南病院にこのような記録がある」という情報自体が京都府内の優生手術の実態を知る上で極めて重要な情報となり得る。

- 6 以上のことから、本件処分を取り消し、実施機関が保有している全公文書について、キーワードに基づいた網羅的な再調査を行うべきである。

## 第5 諮問庁の説明の要旨

処分庁の弁明書、修正弁明書及び諮問庁の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 情報公開請求がなされた場合、当該請求に関する簿冊や一件書類を探すのが第一であり、本件公開請求においては、「優性保護法」、「優性手術」等の文言が含まれた一件書類等を確認することが一般的な対応方法である。その結果をもって本件処分を行ったものであり、網羅的な確認を怠ったわけではなく、条例にも違反しない。
- 2 そして、本件審査請求を受けた後、前回に確認の対象にしなかった院内に保管されていたカルテ約9千冊のうち請求対象である1948年～1996年分について、その全てのカルテ約2,300冊（以下「対象カルテ」という。）の調査を行った。

その際、限定された期間と調査に割ける人的資源に鑑み、日本精神神経学会の法委員会委員による「優生保護法下における精神科医療及び精神科医の果たした役割に関する研究報告書」において、蓋然性が高く、検索に合理性があり、能率的な方法として紹介されている3点（「サマリー部分」、「熱型表（処分庁のカルテにおいては「病状日誌」と呼称）」及び「転院の記録」）について、「優生保護」、「不妊手術」、「去勢手術」

等のキーワードを中心に確認し、本件公開請求に係る公文書は存在しないことが明らかになった。

- 3 以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、本件処分は妥当であり、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第6 審議会の判断理由

- 1 審査請求人は、処分庁が所管する公文書の網羅的な確認を怠っており、再度調査を尽くすべき旨を主張していることから、この点について検討し、判断することとする。

- (1) 条例は、その前文において「府の諸活動を府民に説明する責務」を果たすため、府政に関する情報を多様な形態によって積極的に提供することを情報公開の総合的な推進を支える指導理念として謳っている。

「府の諸活動を府民に説明する責務」とは、府民の信託を受けた府が主権者たる府民に対し、その諸活動の状況を具体的に明らかにし、府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政を推進していく必要があることを行政の責務として表現したものである。

そして、公開決定等の期限の延長（条例第11条第2項）の規定は「正当な理由」がある場合に、公開決定等の期限の特例（条例第12条第1項）の規定は「60日以内に公開請求に係る公文書のすべてについて公開決定等を行うことにより、実施機関の事務の遂行に著しい支障が生じるおそれ」がある場合における期限について、それぞれ定めるものである。

これらのことからすると、情報公開制度が前提とする公文書の公開は、真実の探求や学術的な研究をその目的とするものではないことは明らかである。

言い換えれば、公文書の特定を特別な知識や資格を有する専門家がその専門知識等に基づいて専らとして行うことは予定されておらず、また、実施機関の事務の遂行に著しい支障が生じることがないように条例第11条第2項及び条例第12条第1項の規定により十分な配慮がなされているといえる。

すなわち、特別な専門知識を有しない一般の行政職員が本来の通常業務の傍ら公文書の特定を行うことが、条例の趣旨である。

- (2) 次に、条例第26条は、公開請求をしようとするものが容易に、かつ、適確に公開請求をすることができるよう「公文書を検索するための公文書の目録その他の資料」を作成等することを実施機関の責務として定めている。一方、実施機関においても、「公文書を検索するための公文書の目録その他の資料」は、公開請求された公文書の件名を特定するに当たって、その特定作業を迅速かつ的確に行うために不可欠である。

したがって、本件公開請求を受けて、処分庁が「優生保護法」、「優生手術」等の文言が含まれた一件書類等を確認することにより本件公開請求に係る公文書を特定しようとしたことは合理的な手法であると言える。すなわち、その確認の結果を踏まえて、本件公開請求に係る公文書は保有していないと結論付けたことは、条例の規定に違反していない。

- 2 さらに、本件審査請求を受けて、処分庁が、本件処分の後に行った再調査について

言及する。

処分庁は、限られた時間と人的資源の効率的な活用の観点から、日本精神神経学会の報告書で提示された手法を現実的かつ合理的な検索の方法であるとして再調査の拠り所とした「要約」、「病状日誌」及び「転院の記録」の3項目に限定した再調査を行っている。

この再調査は、病院の運営への支障及び臨床に係る事務を担う職員の負担を回避するため、処分庁の人員体制上充てることができる最大人数である2名の事務職員で遂行することとし、要した時間は約3箇月にわたり延べ約400時間にのぼった旨、また、今後改めて、審査請求人が主張する精度及び内容の再々調査を、ドイツ語・英語を含む手書きで記載された対象カルテの全てにわたって実施するならば、2名の職員で約10箇月の期間を要する旨、諮問庁の職員により当審議会に対して申述があった。これらの申述に対して、諮問庁の説明を覆すような特段の事情は認められない。

このように膨大な事務負担を処分庁に強いることは、情報公開制度が前提とする公文書の特定に係る事務量を大きく上回るものであり、本来、処分庁が担うべき病院運営の業務に支障をきたす可能性が容易に想像できる。加えて、洛南病院に他のものから公文書公開請求又は個人情報開示請求があった場合にはそれらへの対応の余地を奪い、かえって条例の理念を没却させる結果をも、もたらしかねない。このような事態を惹起するのであれば、情報公開制度の本来の目的を逸脱すると言わざるを得ない。

- 3 なお、審査請求人は、公文書の特定に当たって必要とする情報の内容の十分な聴取に努めるよう定めている取扱要綱第2の1の(4)の義務を実施機関が怠っているとす

る。  
しかしながら、取扱要綱第2の1の(4)は、「公開請求をしようとする公文書を特定するために必要な事項」(条例第5条第1項第2号)を明らかにするため、条例第5条第2項に規定する請求書に形式上の不備があると認めるときに行う「補正」に係る取扱いを定めたものであり、審査請求人の主張は失当である。

- 4 審査請求人のその他の主張は、審議会の上記判断を左右するものではない。

## 5 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

- 6 審査庁は、審査請求に係る処分について適切に裁決しなければならない。そのためにも、審査庁は、情報公開請求があった時点から情報公開制度が適切に運用されるよう、処分庁に対して助言、指導等を行う責務がある(取扱要綱第2の7の(3)のア)。

本件公開請求に即して例示すれば、請求の趣旨の根幹をなす優生保護手術に係る事務手続を踏まえて、審査庁は処分庁に対して「優生手術申請書」、「健康診断書」等の書類を探索するよう助言を行うべきであった。この助言があれば、より短時間で本件公開請求に係る公文書の存否が確定できたはずであり、また、処分庁の再調査に係る事務負担は大幅に縮減できたことが容易に推察できる。

さらに言えば、「優生手術申請書」、「健康診断書」については審査請求人の指摘によって明らかにされる性質のものではなく、諮問庁が第1回審議会において当審議会に対して説明すべき事実であるにもかかわらず、そのような説明はなされなかった。

諮問庁の対応は、甚だ遺憾であると言わざるを得ず、猛省を促すとともに、今後は適切に対応されたい。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年10月26日	諮問書の受理
令和6年 1月31日	第1回審議会
令和6年 3月 6日	第2回審議会
令和6年 6月 4日	第3回審議会
令和6年 7月 9日	第4回審議会
令和6年 9月 6日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員（部会長） 山 本 克 己  
委員 奥 野 美奈子  
委員 宮 本 恵 伸  
委員 山 舗 恵 子